



KeringForYou

EMPLOYEE SHARE PLAN



日本

ケリング従業員向け株式保有プラン 日本向け補足資料

ケリング・グループ従業員向け株式募集であるKeringForYou(以下「**本募集**」といいます。)において、あなたへケリング・エス・アー(以下「ケリング」といいます。)の株式への投資をご案内します。

この文書は、KeringForYouのためのウェブサイトに掲載された本募集に関する文書(特に、インフォメーション・プロシュー並びに表明及び義務に関する文書)に加えて提供されます。以下には、各地域における本募集に関する情報及び本募集に関する主な税務上の影響の概略が記載されています。

この文書に記載された情報は、単に情報としてあなたに提供されています。ケリング及びあなたの雇用主のいずれも、本募集に関する個人的、財務的又は税務的な助言、あるいはケリング株式の将来的な価格に関する保証を行っておらず、また今後も行うことはありません。

この文書及びその他の関連する連絡資料に記載された本募集は、あなたがケリング・グループの従業員であることを理由として提示されたものです。本募集への参加は義務ではなく、参加の有無に対するあなたの判断は、あなたのケリング・グループにおける雇用に良くも悪くも影響を及ぼすものではありません。参加の有無は、あなた特有の事情やあなたが求める個別の助言に基づく、あなた自身の判断に委ねられています。

各地域における募集に関する情報

対象者

本募集は、申込期間の最終日(すなわち2022年6月9日)において、ケリングにおいて、少なくとも1年間在籍している、現在のケリングの従業員全員を対象としています。この期間は継続的な期間が確認されること、つまり、あなたの雇用契約は少なくとも2022年6月9日以前の1年間中断されていないことが必要となります。加えて、本募集に参加するために、あなたは申込期間の最終日において雇用されている必要があります。

申込期間

申込期間は、2022年5月19日に開始し2022年6月9日に終了します(当日を含みます。)。

申込期間中に、KeringForYouのためのウェブサイトを通じて、ケリングの株式に申し込むための注文をすることができます。

申込価格

基準価格は、2022年5月17日にケリングのCEOによって設定され、その額は、直前20取引日間のケリング株式の始値の平均価格(以下「**基準価格**」といいます。)です。

申込価格は、基準価格から20%を割引いた価格と同額となります。当該価格は、その日にKeringForYouのためのウェブサイトに掲載されます。

あなたの申込はユーロによって行われます。その結果、あなたが申込のために円貨(以下「日本円」といいます。)で支払った金額は、2022年5月16日に適用される為替レートを用いて換算されます。あなたの出資の保有期間中には、申し込んだケリング株式の価値はユーロと日本円の為替レートの変動による影響を受けます。したがって、もし日本円に対してユーロが上昇した場合、現地通貨で表示されるあなたの株式の価値は、増加します。反対に、もし日本円に対してユーロが下落した場合、日本円におけるあなたの株式の価値は、減少します。

日本における本募集は、1億円未満に制限されます。この限度額を超過する超過募集が生じた場合は、申込額は縮減されます。この場合インフォメーションプロシューに記載された諸条件に従って、あなたの投資総額は減額されることがあります。

支払方法 - 申込について可能な支払方法は何ですか？

ケリング株式への申込のための支払は、あなたのケリングの銀行口座への電信送金若しくは銀行振込みによる一回払いを行なうことができます。銀行口座及び支払手続きの詳細はKeringForYou.com ウェブサイト内のDocumentation セクションにおいて閲覧できることになる「KFY支払手続」書面に記載されています。

あなたは、あなたが投資をする時点において、あなたの銀行口座内にあなたの投資を負担するのに十分な資金があることを保証しなければなりません。銀行振込に懈怠があった場合、本募集への参加資格が損なわれる可能性があります。

支払は、KFY支払手続きに従って、2022年6月22日から、遅くとも6月30日までに受領されなければなりません。

雇用主のマッチング拠出

無償のケリング株式2株を上限として、KeringForYouへ参加することを選択した場合は、雇用主マッチング拠出が付与されます。

- ・ ケリング株式0.5株へ申し込んだ場合:ケリング株式0.5株のマッチング拠出が付与されます。
- ・ ケリング株式1株へ申し込んだ場合:ケリング株式1株のマッチング拠出が付与されます。
- ・ ケリング株式2株へ申し込んだ場合:ケリング株式2株のマッチング拠出が付与されます。
- ・ ケリング株式2株を超える部分には追加的マッチング拠出はありません。

雇用主マッチング拠出額は、無償のケリング株式の形で付与されます。これらの株式は、あなたの出資と同じロックイン期間の対象となります。

株式の保管、議決権、配当

あなたの購入したケリング株式は、金融機関(Société Générale)の証券取引口座にあなたの名義で保管されます。あなたの株式の保管に関する確認書の情報は、申込期間後に提供されます。

あなたは、あなたのケリング株式の議決権を直接行使することができます。ケリングによって支払われる配当は、あなたに直接支払われます。

また、あなたの株式を保管する金融機関から、あなたの株式に関連する年次取引明細書も提供されます。

早期終了事由 - どのような場合に早期の償還を受けることができますか？

KeringForYouにおいて、あなたは、2025年7月7日を終了日とする3年の期間は出資を保有していかなければなりません。

ただし、下記の早期終了事由がある場合は、ロックイン期間が終了する前に早期の償還及びプランの終了を求めることができます。

1. あなたの家を、少なくとも1人の子供の、唯一又は一部の居所とする旨の裁判所の判断を伴う離婚、シビル・パートナーシップの解消又は離別の場合。
2. 本人又はその配偶者、パートナー若しくはその子供が障害者となった場合。
3. 本人又はその配偶者若しくはパートナーが死亡した場合。
4. 雇用契約が終了した場合。

あなたの具体的な状況を雇用主に説明し、あなたが提供する必要な証明書類に基づいて、雇用主が早期終了事由があなたの状況に該当することを確認しない限り、早期終了事由が利用可能であると結論付けるべきではありません。

有価証券通知書

この文書及びここに記載される本募集は、本募集に参加する資格を有するケリング・グループの従業員のみを対象としています。

本募集は、目論見書に関するEU規則(2017/1129/EC)の第1.4条(i)における、従業員向け募集に関する目論見書の作成の免除に該当するよう、構成されています。インフォメーション・プロシュー及びこの補足書類は、目論見書に関するEU規則(2017/1129/EC)の第1.4条(i)における文書に該当します。

ケリングに関する追加情報及びその株式価格は、KeringForYouのためのウェブサイトに掲載されています。

本募集は、日本の金融商品取引法第4条第1項本文の規定の適用を受けないものであり、従って当該募集に関して同法に従った有価証券届出書は提出されておらず、今後も提出されませんが、ケリングは関東財務局に有価証券通知書を提出しております。

労働法に関する免責事項

本募集は、あなたの雇用主ではなく、フランスの企業であるケリングによって提供されています。これに受益者を含む旨の判断や、将来の募集の判断は、ケリングの単独の裁量によって行われます。

本募集は、あなたの雇用契約の一部とはならず、当該契約を変更又は補足するものではありません。

本募集に基づきあなたが受領するか、又は受領する資格のある利益又は支払は、あなたに対する将来的な利益や支払の額、又はその他の権限の付与(雇用契約の終了における場合を含みます。)を決定する上で考慮されるものではありません。

日本の従業員向けの税に関する情報

この概要是、(i)現在及び投資資産の処分の時において、日本の税法における日本の永住者である従業員に適用されることが見込まれる、本募集時に有効な一般原則について説明しています。以下に挙げられた税効果は、全て本募集時に有効な日本の税法、一定のフランスの税法及び税務に基づいています。これらの原則及び法律は、時間の経過と共に変更されることがあります。

あなたに適用される課税措置は、あなたの個人的な状況(特に、あなたが外国で転居することが多い場合)に応じて、この概要に記載された制度と異なる場合があります。この概要是、情報提供のみを目的としており、完全又は確定的なものとして依拠すべきものではありません。確実な助言を受けるために、従業員は、本募集に参加する税効果について自身の税務アドバイザーと相談しなくてはなりません。

申込時

I. 申込時に/割引後の申込価格について、税金や社会保障費を支払う必要がありますか？

日本の所得税法上、申込価格の割引については、申込時に課税がなされます。申込価格の割引金額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です。

申込価格の割引金額は(i)本株式の発行日の市場価格を当日のユーロの円に対する対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)で円に換算した額が(ii)あなたが当該株式を取得するために円貨で支払った価格を上回る額と見なされます。なお、かかる割引金額は、日本の課税上算出される金額であるため、実際の募集における割引金額よりも多くなり又は少なくなる可能性があります。課税される割引金額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できます)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、55.945%(地方税及び震災復興のための追加税を含みます)を上限とする通常の累進税率により課税されます。

課税される割引金額については、日本の源泉分離課税には服さず、確定申告を行うことになります。あなたは、本株式を申込みをした年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務があります。申込価格の割引金額を合計したあなたの給与所得合計が2,000万円以下であっても、会社は年末調整で税務処理を完了させることができず、従って割引金額について確定申告が必要となります。なお、会社は、ケリングがあなたに供与した経済的利益に関する調書を所轄税務署に提出する義務を負っています。

価格の割引は、社会保障料の対象にはなりません。

II. 雇用主マッチング拠出について、税金や社会保障費を支払う必要がありますか？

マッチング拠出額は給与所得として課税され、日本の子会社が日本でマッチング拠出額を支払う限りにおいて、かかる子会社に源泉課税を控除する義務が生じます。社会保障料の対象にはなりません。

プラン期間中

III. 配当に対する税金又は社会保障費用を支払う必要がありますか？

ケリングによる配当は、あなたに直接支払われます。

i. フランスにおける課税

フランスの企業からフランスの非居住者に支払われた配当については、フランス国内法に基づき、通常、フランスの12.8%の源泉徴収税が課されます。ただし、その配当が非協力的な国又は地域(NCST)に開設された銀行口座に支払われる場合には、フランスの75%の源泉徴収税が課されます。

ii. 日本における課税

ケリングによって支払われる配当は、日本の所得税法に基づき配当所得として課税されます。原則として、あなたはこれらの配当について確定申告をしなければならず、これらの配当を含むあなたの全世界所得が55.945%(地方税及び震災復興のための追加税を含みます。)を上限とする通常の累進税率により所得税法に基づき課税されます¹。あなたは、配当を受けた年の翌年3月15日までに、確定申告を行い対応する税金を支払わなければなりません。

ただし、(i)あなたの給与所得が2,000万円以下であり、かつ、(ii)あなたの給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、原則としてあなたは確定申告をする必要はありません²。この場合、ケリング株式の配当は日本の所得税の対象とはなりません。

あなたが、フランスにおいて源泉徴収税の課税対象となっている場合、その所得税額を外国税額控除の対象とすることができます。確定申告を行う際に、一定の指定文書を提出することにより、あなたの日本の年間の所得税から、日仏間の租税条約及び日本の所得税法に基づき計算された額(東日本大震災後の復興のための特別所得税の限度額に基づき計算された額を含みます。)を上限として、源泉徴収税を控除することができます。また、フランスの源泉徴収税の額が上記の限度を超えた場合は、日本の地方税法に基づき計算された額を上限として、かかる超過額を年間の住民税から控除することができます。

配当に関して日本の所得税を支払うかどうかにかかわらず、あなたの所得(ケリング株式の配当を含みます³)は、日本の地方税法に基づき、10%の税率(固定税率)で地方住民税が課されます。

配当は、社会保障費用の課税対象にはなりません。

IV. 保有する株式の富裕税を支払う必要がありますか？

いいえ。

償還後

V. ロックイン期間終了時(又は承認された早期終了事由の場合)において、株式の現金償還を請求した場合は、税金又は社会保障費用を支払う必要がありますか？

i. フランスにおける課税

株式の償還によって得た利益(もしあれば)は、フランスの所得税の課税対象にはなりません。

ii. 日本における課税

あなたがケリング株式を売却した場合、ケリング株式の売却による譲渡益は、譲渡益以外の所得とは分離されて課税対象となり、譲渡益に対する税額(地方税を含みます。)は、原則として、かかるケリング株式の売却手取金からみなし取得原価を控除した残額の20.315%となります。

本募集に基づき取得したケリング株式以外のケリング株式を保有していない場合は、税務上、あなたが保有する各ケリング株式のみなし取得原価は、原則として、全ケリング株式の発行日時点におけるケリング株式の市場価格の総額を、ケリング株式の合計数で除して計算するものとします。

原則として、ケリング株式の売却によりあなたに生じた譲渡損失は、その年に生じた株式の譲渡益等から控除する

- 1 - ケリング株式が配当时に上場されており、その他の一定の要件も充たしている場合、ケリング株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、原則として他の所得とは分離されて20.315%の税率で所得税が課されます。
- 2 - ただし、上記「申込時」の項目に記載のとおり、ケリング株式の申込みの際には、申込価格の割引金額は給与所得として取扱われるものの、これを合計したあなたの給与所得が2,000万円以下であっても、確定申告が必要となります。
- 3 - ケリング株式が配当时に上場されており、その他の一定の要件も充たしている場合、ケリング株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、他の所得とは分離されて5%の税率で地方税が課されます。

ことができます。ただし、ケリング株式が譲渡時に上場されており、その他の一定の要件も充たしている場合、ケリング株式の譲渡により生じた譲渡損失は、翌3年間に生じた上場株式等及び一定の公社債の譲渡益から繰越控除されます¹。

譲渡益の計算の前提となる売却価額は、日本の課税上、かかる譲渡の日の為替レートで円貨に換算されることにご留意下さい。従って、為替レートの変動は譲渡益に反映されることになります。

売却益は、社会保障費用の課税対象にはなりません。

VI. ロックイン期間の終了後、直ちに出資の償還を求める場合は、税金又は社会保障費用を支払う必要がありますか？

i. フランスにおける課税

ロックイン期間の終了後、直ちに株式を償還しない場合は、フランスの所得税の課税対象にはなりません。

ii. 日本における課税

いいえ。

VII. 株式の申込、保有及び償還、並びに配当の支払(適用可能であれば)について、どのような報告義務がありますか？

上記をご参照ください。

1 - 譲渡損失が生じた年と同じ年に他の上場株式等から生じた配当所得又は一定の公社債から生じた利子所得を有する場合は、その他の一定の要件(あなたが所定の事項を記載した確定申告書に所定の書類を添付して提出することを含みます。)が満たされることを条件として、譲渡損失を当該配当所得又は利子所得と相殺することができます。